



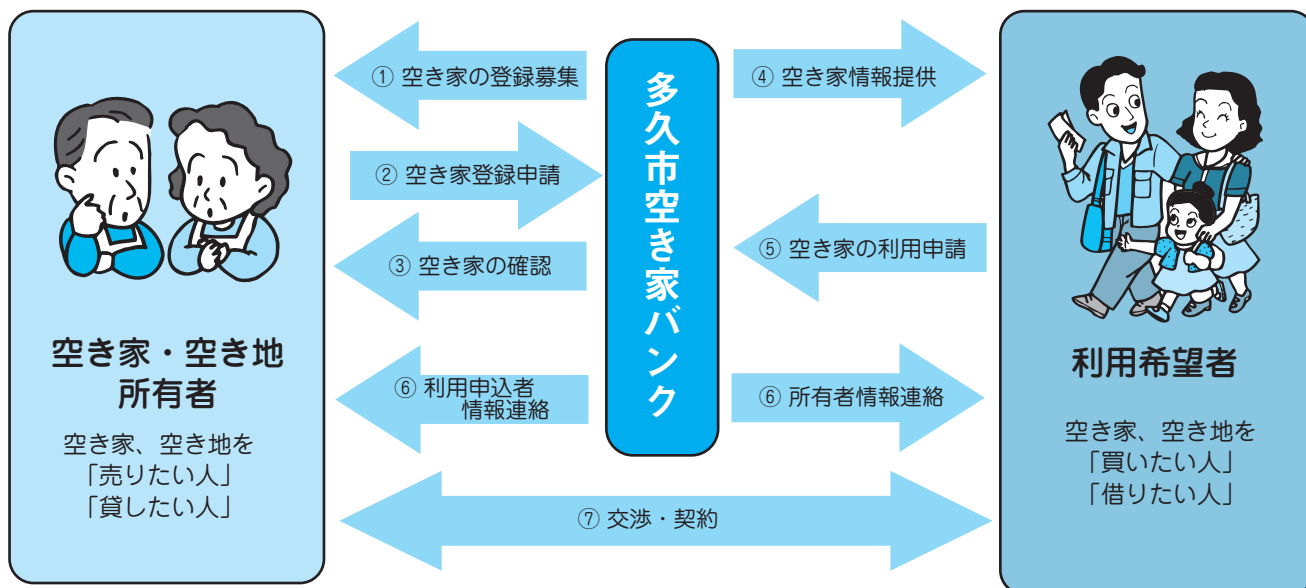
多久市は4月1日、市内の空き家の有効利用を通じて、都市との交流や定住促進による地域活性化を目的とする「空き家バンク」制度を創設しました。

空き家・空き地の売却・賃借を希望する所有者からの情報を収集し、その情報を市内外の購入・借入を希望する方に提供します。

空き家・空き地を
売りたい・貸したいと
お考えの方は
「空き家バンク」に
登録のお申込を！



空き家バンクのイメージ



○ 市は、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、所有者と利用希望者間で行う物件の売買、賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介等は一切行いません。

- ① 空き家・空き地を「売りたい」「貸したい」人を、市が広報紙やホームページなどで募集します。
- ② 空き家・空き地を「売りたい」「貸したい」人は、申込書により、市に登録の申請をします。
- ③ 市は、申請された物件に出向いて調査を行います。(物件の状態によっては登録できない場合があります)
- ④ 物件の内容を台帳に登録してホームページ等で情報発信します。
- ⑤ 登録物件の利用希望者は、申込書により、市に利用の申請をします。
- ⑥ 市は、物件の所有者に利用申込者の情報を、利用申込者に物件所有者の情報をそれぞれ提供します。
- ⑦ その後は物件所有者、利用申込者の当事者間で、交渉・契約を行います。

■問い合わせ 特命プロジェクト推進課 定住対策係 ☎75-2280